

2023年度①

# 刑 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 刑 法①

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- I 次の【事例】を読み、甲の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい  
(特罰法違反の点は除く)。

## 【事例】

- (1) Aは、B所有の原動機付自転車を友人のAから預かっていたところ、コロナ禍で仕事が激減し金策に窮していたため勝手にこの原動機付自転車を売却してしまった。これを知ったBは激怒し、Aに殴る蹴るなどの制裁を加えようと考え、Aに電話して強い口調で「いい度胸をしているじゃないか。8時半にC公園に来い。覚悟しておけよ。」と言った。これに対し、Aも、「おう、行ってやるよ。」と怒鳴って電話を切った。

Aは、高校時代にBと同じ不良グループに所属しており、Bが短気で粗暴な性格で、過去にも怒りにまかせて他人に暴力を振るったことが数回あったことを知っていたため、Bの前に姿を現せば、Bから殴る蹴るなどの暴力を振られる可能性が極めて高いだろうと思ったが、Aも頭に血が上っていたことから、自宅にあった包丁(刃体の長さ15センチメートル。以下「本件包丁」という。)をズボンのベルトに差して準備した上で、C公園に出向き、Bを待ち構えていた。Bは、同日午後8時30分頃、C公園に到着し、Aの姿を見るなり、「お前、ふざけんなよ。ボコボコにしてやるからな。」と怒鳴り声を上げた。これに対し、Aは、「できるものならやってみろ。この野郎。」と大声で言い返したうえ、Bに包丁を持って切りかかった。これに対してBもAの攻撃を回避しながら素手でAを殴打しようとした。

- (2) ちょうどその頃、Aの勤務先の後輩甲は、偶然にC公園に来て、BがAを殴打しようとしているのを目撃し、AがBから一方的に攻撃を受けていると思い込んで、とっさにAを助けようと考えた。

甲は、護身用に携帯していたサバイバルナイフ(刃体の長さ18センチメートル。以下「本件ナイフ」という。)を取り出して、直ちにBの背後に回り、同日

午後8時31分頃、何の警告もせずにBの右上腕部を狙って本件ナイフを同部に強く突き刺し、Bに加療約3週間を要する右上腕部刺創の傷害を負わせた。

- (3) すると、Bは、すぐに後方を振り向き、甲に刺されたことを認識した。Bは、「誰だ、お前。何をしやがる。」と怒鳴りながら、甲を蹴り付け、ひるんだ甲は本件ナイフをその場に落とした。甲は、Bから更に殴る蹴るなどの暴力を振るわれてしまうと思って怖くなり、走って逃げ出した。これを見たBは、甲を捕まえて痛め付けようと考え、「待て。この野郎。」と叫びながら、走って甲を追い掛けた。

甲は、逃げながらBが背後から追跡してきているのを見て、このままではすぐに追い付かれて暴力を振るわれてしまうと思っていたところ、進路前方の道路脇に、飲食物の宅配業務に従事していたDがエンジンを掛けたままで一時的に停めていたD所有の原動機付自転車（以下「本件原付」という。）を見付けた。このとき、Dは、配達のために付近のマンション内に立ち入っていたことからその場にいなかった。

Bは甲よりも足が速く、甲がBの追跡を振り切るためには、本件原付を運転して逃げるのが唯一採り得る手段であったところ、甲は、本件原付を使ってBの追跡を振り切り、安全な場所まで移動したら本件原付をその場に放置して立ち去ろうと考えた。甲は、同日午後8時33分頃、Dに無断で本件原付を発進させ、Bの追跡を振り切った。

II 次の【事例】を読み、甲の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。論じるにあたって甲とAとの間に共同正犯が成立することを前提としてよい）。

【事例】

- (1) 甲は、働かずに遊びに使う金を手に入れたと考え、Aの所有する2階建て木造一軒家（以下、A宅という）に放火した後、正当な請求と見せかけて、A宅に掛けてある火災保険の保険金の支払を請求して、保険会社から保険金をだまし取り折半するという計画を立て、Aにそれを持ちかけたところ、Aもこれを了承した。2人は決行日を8月10日とすることとし、その日はAと一緒に暮らすBを連れて旅行に出ることとした。なお、Bは甲・Aの計画を知らなかった。
- (2) 8月10日夜9時半頃、甲はAがBとともに旅行に行っていることを確認したうえで、Aから預かった鍵を使ってA宅の敷地内であって普段から物置として使用しているA所有の木造の小屋（以下、物置という）の中に入った。中に入った甲は、物置の床の上に置かれていた、A所有の段ボールの上に発火装置を置き、30分後の夜10時に発火するように設定した。なお、物置はA宅とは屋根付きの長さ約3メートルの木造の渡り廊下でつながっており、甲はそのような形で物置とA宅がつながっていることを知っていた。
- (3) 同日夜10時頃、甲の設定した発火装置から発火した。その頃甲はA宅の付近をうろついて様子をうかがっていたが、発火時間になって「このままではいけない。ほかの家に燃え移ったら危ない。近所の人にも迷惑をかけたくないし、こんなことはやめよう。」と考え、火を消すために再度物置の中に入った。その時、発火装置から出た火は段ボールに燃え移って激しく燃え、さらに段ボールの下にある床材に燃え移って燃え始めたところであった。甲は物置の中にあった消火器を使って、同日夜10時5分頃その火を消し止めた。  
物置内では発火装置、段ボールが燃えたほか、段ボール下の床材が約10センチメートル四方焦げていた。
- (4) その後、甲とAは保険金を手に入れることをあきらめて、保険会社に対する保険金の支払いの請求はしなかった。